

京情個審答申第 39 号
令和 7 年 2 月 12 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和 6 年 8 月 19 日付け 6 脱第 169 号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った部分公開決定において非公開とした箇所のうち、「性別」欄の記載については公開すべきである。
その余の判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和5年9月15日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、「(脱炭素社会推進課)〇が「KYOTO地球環境の殿堂」第14回殿堂入り者に決定するに至るまでの経緯が分かる文書」（以下「本件対象公文書」という。）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 令和5年9月27日、処分庁は、本件公開請求に対し、本件対象公文書の特定及び公開又は非公開の判断に時間を要するとして、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期限を令和5年11月13日まで延長した。
- 3 処分庁は、本件公開請求に対応する公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、令和5年11月9日、審査の結果、本件公文書について、同日付け5脱第〇号別紙「公開をしない部分の概要」欄で示す部分を除いて公開する部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に通知した。
- 4 令和6年2月13日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として諮問庁である京都府知事（この答申において「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 5 令和6年8月19日、諮問庁は、条例第19条の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において述べている主張は、次のとおりである。
「条例第6条各号に該当しない。」

第5 諮問庁の説明の要旨

処分庁が弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 「性別」は、その情報単体では識別できない場合でも、他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができることとなり、社会通念上も公開を望まないことが正当と認められるものであり、条例第6条第1号に該当する非公開情報である。
- 2 「備考」及び「選考に関する議論」は、殿堂入り者決定前の協議資料であり、被表彰者の選定作業や被表彰者の推薦作業が明らかになることで、選考過程や推薦者が明るみとなり、推薦被表彰者を決定する審査等にも支障を及ぼすおそれがあること、また、過去の殿堂入り選考の結果も明るみになることにより、推薦被表彰者に不利益を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第5号に該当する非公開情報である。
- 3 「職員のメールアドレス」は、地方公共団体が行う事務に関する情報であり、一般的に公にされておらず、これらが開示された場合、いたずらや偽計等に使用されることにより、外部との連絡に支障を来すなど、当該職員が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する非公開情報である。
- 4 以上のことから、本件審査請求には理由がなく、処分庁が部分公開とした判断は、妥当である。

第6 審議会の判断理由

審査請求人は、本件処分において処分庁が条例第6条第1号、第5号ウ又は第6号に規定する非公開情報に該当するとした情報はこれらに該当せず、本件処分は妥当ではない旨を主張していると解されることから、これらについて検討し、判断することとする。

1 条例第6条第1号該当性

(1) 条例第6条第1号は、個人のプライバシーは、個人の尊厳にかかわる権利であること、一旦侵害されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすことになること等から、個人のプライバシーを保護するため、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

そして、ここにいう「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接に識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む趣旨である。

(2) 本件公文書のうち、処分庁が同号に規定する非公開情報としたものは、「KYOTO地球環境の殿堂」の第14回殿堂入り者となった特定の者の「性別」欄の記載である。

- (3) この点、処分庁は、その弁明書において「性別」は、その情報単体では識別できない場合でも、他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができることとなり、社会通念上も公開を望まないことが正当であると認められるもの」としていたが、後に、当審議会に対して、諮問庁の職員から「特定の個人を識別することができるもののうち、プライバシーの観点からも、社会通念上通常他人に知られたくないと望むことが正当である」旨、書面により申述があったところである。
- (4) しかしながら、本件公文書中、「性別」欄に記載のある特定の個人は、「KYOTO地球環境の殿堂」の殿堂入り者として府のホームページ等において、氏名、生年、所属及び役職、容貌、功績等が公開されており、また、本件公開請求により既に対象文書が公開実施されており、これらの情報は既に明らかであることから、「性別」に係る情報と照合することによって初めて個人が特定され得るというものではない。そして、当該特定の個人は著名な人物として、インターネットその他の媒体で紹介されていること、今日の社会通念からは性別に係る記載が必ずしもプライバシーに直結する情報とは直ちに断言することはできない社会情勢にあることから、「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」であるとする具体的な事由も認められない。
- (5) したがって、「性別」欄の記載は、非公開とする理由がなく公開することが妥当である。

2 条例第6条第5号該当性

- (1) そもそも公開請求の対象となる「公文書」とは、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」（条例第1条第2項）であることから、実施機関としての最終的な意思決定前の事項に関する情報が含まれる公文書であっても公開請求の対象文書となる。
- (2) このような情報は、公開することにより実施機関の意思決定が損なわれないようにする必要がある一方、意思決定前であるということで全て非公開とすることは府がその諸活動を説明する責任を全うするという観点からは適当ではない。そのため、実施機関の意思決定への支障が看過し得ない程度である場合に限り、非公開とすることを定めたのが、条例第6条第5号である。
- (3) 一般的には意思決定が行われた後は、同号に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど、審議、検討又は協議の過程が重層的、連続的な場合は、意思決定後であってもなお、同号に該当すると言える。
- (4) そして、同号ウは、特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれのある場合を想定したもので、事務事業の公正な遂行を図るとともに府民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (5) 処分庁が非公開とした、本件公文書のうち「第14回「KYOTO地球環境の殿堂」殿堂入り候補者一覧（案）」及び「殿堂入り候補者一覧（ロングリスト）」と標

題のある文書の「備考」欄には、殿堂入り候補者の選定において必要となる情報が記載されていることを審議会において確認した。

また、同じく「第 14 回「KYOTO地球環境の殿堂」選考委員会議事録（敬称略）」と題のある文書の「選考（議論）」の項目には、まさしく選考に係る選考委員の意見が発言にはば即して時系列で記載されていることも審議会において確認したところである。

- (6) もしこれらの情報を公開したならば、殿堂入り者の選定過程や選定基準等が明らかになることにとどまらず、今後の殿堂入り者の選考においても、意思決定の適正さが損なわれるおそれが想定される。

すなわち、これらの情報の公開は、次回以降の殿堂入り者の選考事務に影響を及ぼすおそれがあるものであり、第 14 回殿堂入り者に係る意思決定後であってもなお、同号に該当する情報と言える。

- (7) したがって、これらの箇所に記載された情報は、条例第 6 条第 5 号に該当する情報であり、これらを非公開とした処分庁の判断は妥当である。

3 条例第 6 条第 6 号該当性

- (1) 条例第 6 条第 6 号は、「府等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とすることを定めたものである。

- (2) 本件公文書のうち、処分庁が同号に該当する情報として非公開としたものは、事務担当者のメールアドレス（ユーザー名に限る。以下同じ。）である。

- (3) 事務担当者のメールアドレスは個々の職員に付与されたものであり、担当課のメールアドレスがホームページ等で広く公にされているのと異なり、一般に公にされていない。これは、もし事務担当者のメールアドレスが公開されたならば、職員個人宛てに不特定多数の者からいわゆるスパムメール等の事務事業に支障が生ずるようなメールが大量又は無差別に送信される事態や職員個人に対する担当事務に係る不当な干渉や嫌がらせが想定され、ひいては府が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることによるものである。

- (4) したがって、事務担当者のメールアドレスは、条例第 6 条第 6 号に該当する情報であり、これを非公開とした処分庁の判断は妥当である。

4 結 論

以上の理由から、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

- 5 なお、個人に関する情報の収集に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を引くまでもなく、事務事業の遂行に必要な情報に厳に限定すべきであり、その必要性を検証しないまま、安直に前例に倣って性別等の個人に関する情報を収集することがあってはならないことを指摘しておく。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 8月19日	諮問書の受理
令和6年10月15日	第1回審議会
令和6年12月12日	第2回審議会
令和7年 1月17日	第3回審議会
令和7年 2月12日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長）	山 本 克 己
委員	奥 野 美奈子
委員	原 田 大 樹
委員	宮 本 恵 伸
委員	山 舗 恵 子